

新	旧
<p>別紙 (通則) 1 (略)  (交付の目的) 2 (略)  (交付の対象) 3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。 (1) <u>都道府県及び指定都市</u>が行う子どもの心の診療ネットワーク事業 (2) ～ (4) (略) <u>(5) 市町村が行う産婦健康診査事業</u> <u>(6) 都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業</u> <u>(7) 熊本県、熊本県内市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</u>  (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 3のうち市町村が行う(4)及び(7)を除く事業 ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。 (2) 3のうち市町村が行う(4)の事業 ア (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>	<p>別紙 (通則) 1 (略)  (交付の目的) 2 (略)  (交付の対象) 3 この補助金は、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。 (1) <u>都道府県</u>が行う子どもの心の診療ネットワーク事業 (2) ～ (4) (略) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(5) 熊本県、熊本県内市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</u>  (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 3のうち市町村が行う(4)及び(5)を除く事業 ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。 (2) 3のうち市町村が行う(4)の事業 ア (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1及び2に定める基準額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>

(4) の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(4) の事業のうち子育て世代包括支援センター開設準備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ (略)

(3) (略)

(交付額の下限)

5 (略)

(交付の条件)

6

(1) ~ (7) (略)

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合 (仕入控除税額が0円の場合を含む。) は、別紙様式第4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

7 (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定の通知)

9 (略)

(交付決定を行うまでの標準的期間)

10 (略)

(4) の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ (略)

(3) (略)

(交付額の下限)

5 (略)

(交付の条件)

6

(1) ~ (7) (略)

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定の通知)

9 (略)

(交付決定を行うまでの標準的期間)

10 (略)

新	旧
(概算払) 11 (略) (実績報告) 12 (略) (国庫補助金の額の確定の通知) 13 (略) (補助金の返還) 14 (略) (その他) 15 (略)	(概算払) 11 (略) (実績報告) 12 (略) (国庫補助金の額の確定の通知) 13 (略) (補助金の返還) 14 (略) (その他) 15 (略)

旧

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫補助金	子どもの 心の診療 ネットワ ーク事業	<u>1 都道府県あたり 16,100,000円</u> ※事業期間が1年に満たない場合は、 <u>16,100,000円</u> ×事業月数/12とする。	(略)	(略)
	生涯を通 じた女性 の健康支 援事業	次により算出された額の合計額 1 (略) 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) <u>160,500円</u> ×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相 談員を配置する場合は <u>68,700円</u> ×実施月数を加算、 着信短縮ダイヤル(＃ダイヤル)を設置 する場合は 16,000円×実施月数を加算。 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対 応等を行う場合は 60,600円×実施月数を加算。	(略)	(略)
	不妊に悩 む方への 特定治療 支援事業	4 (略)	(略)	(略)

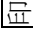
新

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	負担率 5 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫補助金	子どもの 心の診療 ネットワ ーク事業	<u>1 都道府県(指定都市)あたり</u> <u>16,400,000円</u> ※事業期間が1年に満たない場合は、 <u>16,400,000円</u> ×事業月数/12とする。	(略)	(略)
	生涯を通 じた女性 の健康支 援事業	次により算出された額の合計額 1 (略) 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) <u>160,900円</u> ×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相 談員を配置する場合は <u>69,200円</u> ×実施月数を加算、 着信短縮ダイヤル(＃ダイヤル)を設置 する場合は 16,000円×実施月数を加算。 3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対 応等を行う場合は <u>夜間・休日対応をする場合は</u> <u>48,400円</u> ×実施月数を加算。	(略)	(略)
	不妊に悩 む方への 特定治療 支援事業	4 (略)	(略)	(略)

新		旧	
妊娠・出産 包括支援 事業	<p>○市町村事業</p> <p>1 産前産後サポート事業 11,419,800 円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 11,419,800 円×実施月数/12 とす る。</p> <p>2 産後ケア事業 24,829,000 円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 24,829,000 円×実施月数/12 とす る。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 子育て世代包括支援センター開設 準備事業 1 市町村当たり 3,343,500 円</p> <p>○都道府県事業 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>※補助及び交付金は「3 妊娠・出産包括支援緊急 整備事業」に限る。</p>	(略)
産婦健康 診査事業	5,000 円×実施回数	産婦健康診査事業に必 要な委託料、負担金、補 助及び交付金、扶助費	2分の1
新生児聴 覚検査体 制整備事 業	1 都道府県当たり 2,065,000 円	新生児聴覚検査体制整 備事業に必要な報酬、 報償費、旅費、需用費（ 消耗品費、食糧費、印刷 製本費）、役務費（通信 運搬費、広告料）、使用 料及び賃借料、備品購入 費	2分の1
妊娠・出産 包括支援 事業	<p>○市町村事業</p> <p>1 産前産後サポート事業 11,216,100 円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 11,216,100 円×実施月数/12 とす る。</p> <p>2 産後ケア事業 24,562,000 円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 24,562,000 円×実施月数/12 とす る。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (新規)</p> <p>○都道府県事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	(略)
妊娠・出産 包括支援 事業	(新規)	(新規)	(新規)
妊娠・出産 包括支援 事業	(新規)	(新規)	(新規)

新		旧			
	被災した 妊産婦・乳 幼児の相 談等の母 子保健支 援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	被災した 妊産婦・乳 幼児の相 談等の母 子保健支 援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	別紙様式第 1 (略)	別紙様式第 1 (略)	別紙様式第 1 (略)	別紙様式第 1 (略)	別紙様式第 1 (略)
	別紙様式第 2 - 1 (略)	別紙様式第 2 - 1 (略)	別紙様式第 2 - 1 (略)	別紙様式第 2 - 1 (略)	別紙様式第 2 - 1 (略)
	別紙様式第 2 - 2 (略)	別紙様式第 2 - 2 (略)	別紙様式第 2 - 2 (略)	別紙様式第 2 - 2 (略)	別紙様式第 2 - 2 (略)
	別紙様式第 2 - 3 (略)	別紙様式第 2 - 3 (略)	別紙様式第 2 - 3 (略)	別紙様式第 2 - 3 (略)	別紙様式第 2 - 3 (略)
	別紙様式第 2 - 4 (略)	別紙様式第 2 - 4 (略)	別紙様式第 2 - 4 (略)	別紙様式第 2 - 4 (略)	別紙様式第 2 - 4 (略)
	別紙様式第 3 - 1 (略)	別紙様式第 3 - 1 (略)	別紙様式第 3 - 1 (略)	別紙様式第 3 - 1 (略)	別紙様式第 3 - 1 (略)
	別紙様式第 3 - 2 (略)	別紙様式第 3 - 2 (略)	別紙様式第 3 - 2 (略)	別紙様式第 3 - 2 (略)	別紙様式第 3 - 2 (略)
	別紙様式第 3 - 3 (略)	別紙様式第 3 - 3 (略)	別紙様式第 3 - 3 (略)	別紙様式第 3 - 3 (略)	別紙様式第 3 - 3 (略)
	別紙様式第 3 - 4 (略)	別紙様式第 3 - 4 (略)	別紙様式第 3 - 4 (略)	別紙様式第 3 - 4 (略)	別紙様式第 3 - 4 (略)

新	旧
<p>別紙様式第 4</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費補助金交付要綱 6（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 号に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金 円</p> <p>3 添付資料 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。</p>	<p>別紙様式第 4</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>都道府県知事 </p> <p>平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、母子保健衛生費補助金交付要綱 6（8）の規定に基づき、下記の通り報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 号に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金 円</p>

別紙 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p>母子保健医療対策総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>別紙 第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(1) 事業目的</p> <p>様々な子どもたちの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、<b>都道府県及び指定都市</b>における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災した子どもたちの心のケアを行う体制をつくる。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、<b>都道府県及び指定都市</b>とする。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p><b>都道府県及び指定都市</b>は、次に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 不妊専門相談センター事業</p> <p>ア 不妊症に対する支援</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 事業内容</p> <p>a 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導</p> <p><b>b 不妊治療と仕事に関する相談対応</b></p> <p>c 不妊治療に関する情報提供</p> <p>d 不妊相談を行う専門相談員の研修</p> <p>e 相談体制の向上に関する検討会の設置</p> <p>f 不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催</p> <p>g その他不妊相談に必要な事項</p>	<p>母子保健医療対策総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>別紙 第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>(1) 事業目的</p> <p>様々な子どもたちの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、<b>都道府県</b>における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災した子どもたちの心のケアを行う体制をつくる。</p> <p>(2) 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、<b>都道府県</b>とする。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p><b>都道府県</b>は、次に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 不妊専門相談センター事業</p> <p>ア 不妊症に対する支援</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 事業内容</p> <p>a 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導</p> <p><b>(新規)</b></p> <p>b 不妊治療に関する情報提供</p> <p>c 不妊相談を行う専門相談員の研修</p> <p>d 相談体制の向上に関する検討会の設置</p> <p>e 不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催</p> <p>f その他不妊相談に必要な事項</p>



新	旧
<p>(ウ)～(ク) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>3 妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、(3)の①～④については、市町村（特別区を含む。）とし、(3)の⑤については都道府県とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容 <u>地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</u> ただし、①及び②の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 子育て世代包括支援センター開設準備事業 子育て世代包括支援センターを開設するまでの準備のため、職員の雇上げや協議会の開催等を行う。 ただし、子育て世代包括支援センターに係る施設・設備整備は本事業の対象から除外する。</p> <p>⑤ 妊娠・出産包括支援推進事業 市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(ウ)～(ク) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>3 妊娠・出産包括支援事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、(3)の①～③については、市町村（特別区を含む。）とし、(3)の④については都道府県とする。 なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容 <u>各事業内容は、既存の事業と組み合わせる等、地域の実情に応じて実施することができるものとする。</u> ただし、①及び②の実施に当たっては、子育て世代包括支援センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新規)</p> <p>④ 妊娠・出産包括支援推進事業 市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>関係機関との連携</u> 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、本事業に基づく支援のみならず、以下に掲げる様々な母子保健施策や子育て支援施策等による支援も必要となることから関係機関との連携が重要である。</p> <p>① 女性健康支援センター事業</p> <p>② 不妊専門相談センター事業</p> <p>③ 妊婦健康診査</p> <p>④ 産婦健康診査</p> <p>⑤ 両親学級、母親学級</p> <p>⑥ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導</p> <p>⑦ 乳幼児健康診査</p>

新	旧
<p>(5) 留意事項  ①～② (略)  ③ 次に掲げる事業は(3)①及び②の対象から除外する。  ア 講習会等による集団指導(両親学級、母親学級、育児学級等)  イ 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導  ウ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する育児・家事援助  エ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業  オ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業</p> <p>4 (略)</p> <p>5 産婦健康診査事業  (1) 事業目的  産後うつの子予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等) (以下、「産婦健康診査」という。)に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。</p> <p>(2) 実施主体  本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。)とする。  なお、本事業の実施に当たっては、①～③の要件を満たすこと。</p> <p>① 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。  ② 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。  ③ 産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、3(3)の②に掲げる産後ケア事業を実施すること。</p> <p>(3) 対象者  産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦とする。</p>	<p>⑧ 乳児家庭全戸訪問事業  ⑨ 養育支援訪問事業  ⑩ 養子縁組あっせん  ⑪ その他子育て支援施策等</p> <p><u>このため、実施主体は、妊産婦等の支援の実施に向けた計画的な体制の構築を主体的に行うため、関係機関と協議の場を設け、地域における課題の抽出及び妊産婦等の支援に必要な支援体制の検討を行うこと。</u></p> <p>(6) 留意事項  ①～② (略)  (新規)</p> <p>4 (略)  (新規)</p>

新	旧
<p>(4) 対象となる産婦健康診査</p> <p>① 内容 ア 問診（生活環境、授乳状況、育児不安等） イ 診察（悪露、乳房の状態、子宮復古状況等） ウ 体重・血圧測定 エ 尿検査（蛋白・糖） オ エンジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）</p> <p>② 回数 対象者1人につき2回以内とする。</p> <p>(5) 産婦健康診査の実施等</p> <p>① 本事業の実施に当たり、市町村は産婦健康診査を実施する医療機関等（病院、診療所及び助産所を指す。以下同じ。）として適当と認められるものに委託するものとする。</p> <p>② 産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は医療機関等との連携体制の整備を図ること。</p> <p>③ 産婦健康診査の結果を踏まえ、産後ケア事業による支援が必要と認められる場合には、速やかに対象者に当該事業を実施すること。</p> <p>また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。</p> <p>(6) 費用の請求 医療機関等が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、市町村長に行うものとする。</p> <p>(7) 留意事項</p> <p>① 本事業の対象者が居住地以外の医療機関等において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を医療機関等へ委託して行うことが困難な場合については、(2)①～③を満たす場合に限り、産婦健康診査にかかる費用を対象者へ直接助成することを認める。</p> <p>② 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。</p>	<p>(新規)</p>
<p>6 新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(1) 事業目的 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。</p> <p>(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。</p>	

新	旧
<p>(3) 事業内容  都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置</li> <li>② 医療機関従事者等に対する研修会の実施</li> <li>③ 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発</li> <li>④ 都道府県内における新生児聴覚検査実施のための手引書の作成</li> <li>⑤ その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項</li> </ol> <p>(4) 留意事項  都道府県は管内市町村における新生児聴覚検査実施状況（受診者数、受診率等）を把握した上で、本事業を実施すること。</p> <p><u>7</u> 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業  (1)～(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>別添1～5 (略)</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>5</u> 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業  (1)～(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>別添1～5 (略)</p>